・さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６－30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２－１－１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

4　合格証明書の交付申請

⑴　申請することのできる者　一般財団法人建設業振興基金の行う平成25年度１級又は２級建築施工管理技術検定実地試験に合格した者

⑵　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）

⑶　申請の受付期間　平成26年２月７日（金）から平成26年２月21日（金）までとする。（受付期間締切日の消印のあるものまで有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）

⑷　申請書の郵送先　〒150―0002　東京都渋谷区渋谷３－１－４　日本情報産業ビル　電話03―3409―9411　日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）

⑸　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成26年３月中旬頃に合格証明書を交付する。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年二月七日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　東日本ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月二十八日　午後四時から

三　場所　我孫子市生涯学習センター「アビスタ」ホール（千葉県我孫子市若松二十六番地の四）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）

２　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び東日本ガス株式会社（千葉県我孫子市下ヶ戸六百八番地一）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東日本ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東日本ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

東日本ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１項の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成26年２月７日

奈良地方法務局長　檜垣　明美

記

氏名　田合　悦男

所属する土地家屋調査士会　奈良県土地家屋調査士会

登録番号　奈良第328号

事務所の所在地　奈良県宇陀郡曽爾村大字今井448番地

違反行為　職責及び会則違反

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成26年３月８日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20201003827②鎌田　勝臣③鎌田　勝臣④北海道日高郡新ひだか町静内山手町３丁目10番11号

平成26年２月７日

北海道財務局長　鈴木　正俊

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項第３号の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　Liaison Japon証券株式会社

２．本店所在地　東京都新宿区信濃町12番１号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第87号